

市川市測量標の管理及び保全に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量標の管理及び保全に関し必要な事項を定め、これを適切に行うことにより、測量の正確性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「測量標」とは、測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項第1号に規定する永久標識及び同項第2号に規定する一時標識であって市が管理するものをいう。

(測量標の使用承認等)

第3条 市長は、測量法第39条の規定において準用する同法第26条に規定する承認又は同法第44条第1項に規定する承認（以下この条において「使用承認」という。）をしたときは、当該使用承認の申請をした者に対し、測量標使用承認書（様式第1号）を交付するものとする。

2 使用承認を受けた者は、測量標を使用するときは、測量標使用承認書を携帯し、市の職員又は当該測量標が設置されている土地の所有者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）から請求があったときは、これを提示するものとする。

3 使用承認を受けた者は、測量標を使用したときは、基準点現況調査報告書（様式第2号）により当該使用の結果を市長に報告するものとする。

(工事施工の届出等)

第4条 道路の掘削工事その他の工事であって次の各号のいずれかに該当するものを施工しようとする者は、あらかじめ、測量標付近での工事施工届出書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に測量標の構造物が入る掘削工事
- (2) 車両又は重機等の振動が測量標に影響を及ぼす杭打ち又は杭抜き工事であって測量標から杭、車両又は重機等までの距離が5メートル以下であるもの
- (3) その他測量標の効用に一時的に支障をきたすおそれがあると市長が認

める工事

2 前項の届出書には、次に掲げる図書等を添付するものとする。

(1) 位置図、断面図及び平面図（掘削等の位置と測量標の位置関係を明示したもの）

(2) 引照点成果表

(3) 写真（測量標、測量標の周辺及びすべての引照点の確認ができるもの）

3 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出をした者（以下「工事施工者」という。）に対し、当該届出に係る工事の事前と事後の比較測量（以下「効用確認測量」という。）を実施するよう指示するものとする。

4 工事施工者は、第1項の規定による届出に係る工事を施工するときは、市長の指示に基づき測量標の保全に必要な措置を講ずるものとする。

（測量標の再設置）

第5条 工事施工者又は土地所有者等は、測量標を一時撤去したときは、当該測量標を使用して同一の構造により再設置するものとする。ただし、当該測量標を使用することができないときは、同等の測量標を工事施工者又は土地所有者等が作成するものとし、同一の構造による再設置ができないときは、市長と協議の上、当該構造を変更することができるものとする。

2 工事施工者又は土地所有者等は、前項の規定により測量標の再設置をするときは、あらかじめ、その位置、施工方法、作成方法等について市長と協議するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、測量標の一時撤去をした者を特定することができないときは、市長は、当該測量標を再設置するものとする。

（工事のしゅん工の届出等）

第6条 工事施工者は、第4条第1項の規定により届け出た工事がしゅん工したときは、速やかに、測量標付近での工事しゅん工報告書（様式第4号）により市長に報告し、市長の検査を受けるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる図書等を添付するものとする。

- (1) 写真（測量標及び測量標の周辺の確認ができるもの）
- (2) 引照点成果表
- (3) 点の記
- (4) 基準点現況調査報告書
- (5) 効用確認測量の結果図（工事の事前と事後の観測値を2段書きにしたもの）

3 工事施工者は、第1項の規定による検査に合格しなかったときは、直ちに補修して、再検査を受けるものとする。

（測量の方法等）

第7条 効用確認測量及び第5条第1項の規定による測量標の再設置は、測量士、測量士補又は土地家屋調査士に行わせるものとする。

2 効用確認測量及び第5条第1項の規定による測量標の再設置に係る次に掲げる事項は、市長が別に定める。

- (1) 実施基準
- (2) 測量に使用する機器
- (3) 測量作業の観測及び精度
- (4) 計算方法及び点検計算の方法
- (5) 平均計算の方法

（測量標の移転）

第8条 測量標の移転をしようとする者（以下この条において「移転請求者」という。）は、あらかじめ、測量標移転承認申請書（様式第5号）により市長に申請し、その承認を受けるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書等を添付するものとする。

- (1) 位置図及び平面図（掘削等の位置と測量標の位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（測量標及び測量標の周辺の確認ができるもの）
- (3) 選点図
- (4) 平均図

3 市長は、第1項の規定による申請を承認したときは、測量標移転承認書（様

式第 6 号) を移転請求者に交付するものとする。

- 4 測量標の移転に係る実施基準は、市長が別に定める。
- 5 移転請求者は、当該測量標を移転したときは、速やかに、次に掲げる書類を市長に提出し、市長の検査を受けるものとする。
 - (1) 写真（測量標及び測量標の周辺の確認ができるもの）
 - (2) 復旧測量作業略図
 - (3) 新旧位置明細書
 - (4) 建標承諾書
 - (5) 基準点網図
 - (6) 観測手簿
 - (7) 観測記簿
 - (8) 計算簿
 - (9) 点の記
 - (10) 成果表
 - (11) 精度管理表
 - (12) 点検測量簿
 - (13) 平均図
 - (14) 観測図
 - (15) 成果数値データ
 - (16) 基準点現況調査報告書
 - (17) 測量標設置位置通知書
- 6 移転請求者は、前項の規定による検査に合格しなかったときは、直ちに補修して、再検査を受けるものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

測量標使用承認書

年 月 日

様

市川市長

測量標の使用及び測量成果の使用について下記のとおり承認します。

使用目的		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用する 測量標	計 点	
測量方法		
測量 作業 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
承認条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 測量標の使用に際し、作業者はあらかじめ施設の所有者又は占有者に立入りの承諾を得ること。 2. 土地所有者又は占有者の承諾があった場合を除き、日の出前又は日没後に施設に立ち入らないこと。 3. 測量標を使用するときは、本書を携帯すること。 4. 測量標又は施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。 5. 測量標に異常があることを発見したとき、又は測量標の周辺で工事の予定があることを知ったときは、速やかに連絡すること。 6. 測量標の使用を終了したときは、基準点現況調査報告書を提出すること。 	
連絡先		

基準点現況調査報告書

① 年 月 日 作業名
 測量調査年月日 日間 作業機関名
 ② 年 月 日 調査者

1/5万 図名	等級 名称 種類(番号)	所在地(県、市町村名)	現況区分	現況の 地目	備考 (基準点コード)

1. 基準点の現況が分かる写真がある場合には、市川市に1部提出してください。
2. 現況区分については下記を参考に記載してください。
3. 備考欄には、成果表または点の記に記載してある基準点コードを記入してください。

基準点の現況区分

- (1) 正常 点の記等による柱石及び磐石が異常でないと判断されるもの。
- (2) 異常
 - イ) 亡失 磐石が無くなっていることを確認したもの。又は磐石はあるが、その位置が測量成果の表示する位置と異なっていることが点の記等で明らかであるもの。
 - ロ) 不明 磐石が発見できず、亡失していることが確認できないもの。
 - ハ) 傾斜 磐石は正常であるが、柱石が傾斜又は横転しているため、柱石を正常な位置に修正することが必要と判断されるもの
 - ニ) 要移転 柱石及び磐石は正常であるが、現状のままでは将来における保存等の継続が見込まれず、移転が必要と判断されるもの。
 - ホ) 埋没 柱石が地中に埋没しており、嵩上げ又は保護策が必要と判断されるもの。
 - ヘ) 露出 柱石が地上に著しく露出しており、低下又は保護策が必要と判断されるもの。
 - ト) 柱石き損 磐石は正常であるが、柱石はき損しているため、柱石の交換又は補修が必要と判断されるもの。
 - チ) 柱石亡失 磐石は正常であるが、柱石が亡失しているため、柱石の補充が必要と判断されるもの。

測量標付近での工事施工届出書

年 月 日

市川市長

届出者 住所
氏名

市川市測量標の管理及び保全に関する要綱第4条第1項の規定により下記のとおり届け出します。

工事件名			
工事場所	市川市	番地先	
工事期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	(日間)
工事概要			
測量標番号			
占用企業者	名 称		
	代表者氏名		
	所 在 地	TEL	
工事請負者	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	TEL	
添付図面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 引照点成果表 5 写真 6 その他		

測量標付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

市川市長

報告者 住 所
氏 名
担当者

年 月 日に届け出た測量標付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名			
工事場所	市川市	番地先	
工事期間	年 月 日 から	年 月 日まで(日間)	
測量標番号			
測量標の状況	(1)測量標のき損状態:		
	(2)構造物のき損状態:		
	(3)その他:		
工事請負者	名 称		
	担当者		
	所在地	TEL	
添付図面	1 しゅん工写真(測量標及び測量標の周辺の確認ができるもの) 2 引照点成果表 3 点の記 4 基準点現況調査報告書 5 効用確認測量の結果図(工事の事前と事後の観測値を2段書きにしたもの)		

様式第5号(第8条関係)

測量標移転承認申請書

年 月 日

市川市長

届出者 住所
氏名

市川市測量標の管理及び保全に関する要綱第8条第1項の規定により、測量標の移転の承認を申請します。

移転理由						
工事件名						
工事場所						
移転する測量標						
移転候補地						
工事期間	年	月	日から	年	月	日まで
移転期間	年	月	日から	年	月	日まで
工事請負者	名称					
	担当者					
	所在地	電話				
測量業者	名称					
	担当者					
	所在地	電話				
添付図面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 選点図 5 平均図					
備考						

様式第6号(第8条関係)

測量標移転承認書

年 月 日

様

市川市長

年 月 日付けにて申請があった測量標の移転を承認します。

承認事項	
移転先	
移転する測量標	
完了期限	
承認条件	<ol style="list-style-type: none">1. 再設置位置について市川市 課と協議してください。2. 移転の完了後には、速やかに、市川市測量標の管理及び保全に関する要綱第8条第5項に定める図書を市川市 課に提出し、検査を受けてください。3. 検査に合格したときは、市川市に測量標を引き渡すこととします。
連絡先	